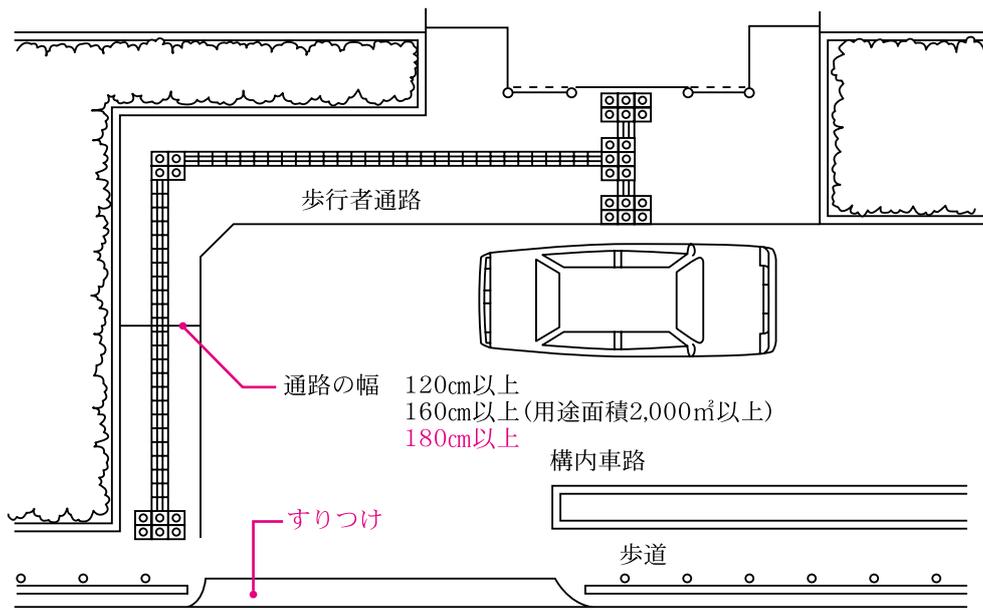


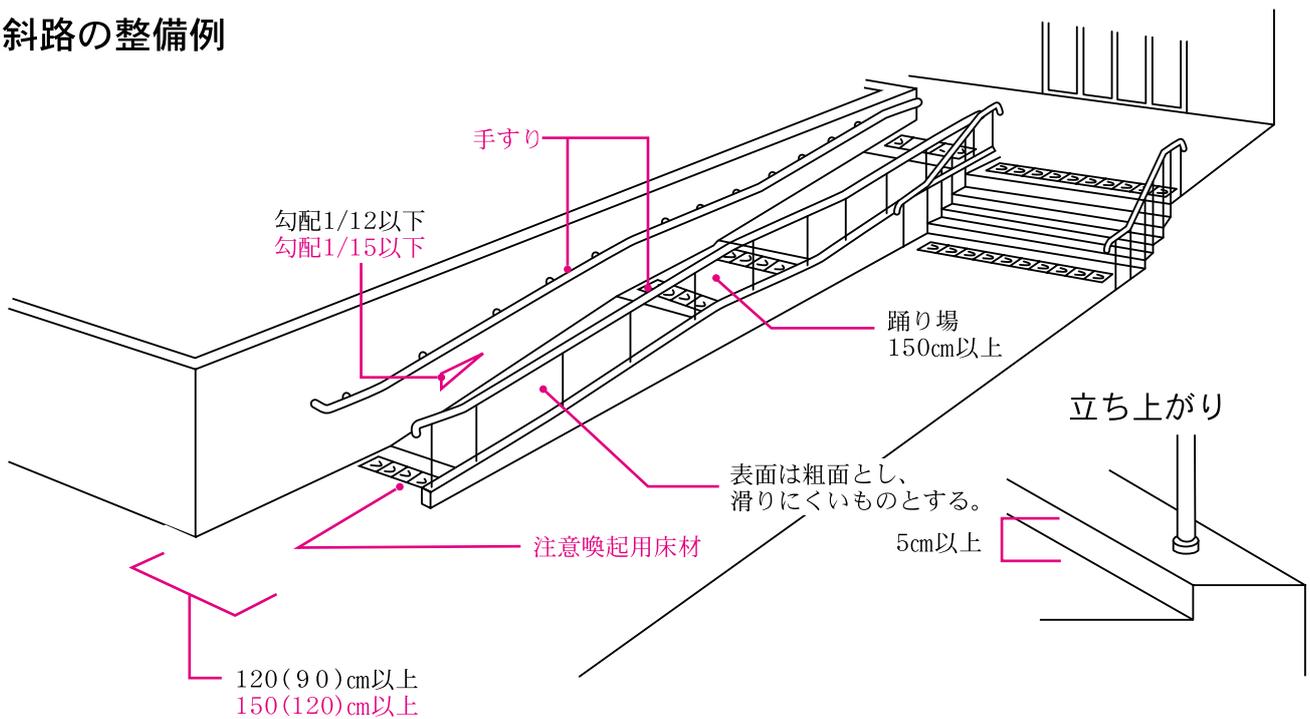
## 7 / 敷地内の通路

項目	整備基準	望ましい基準
敷地内通路 仕上げ 段 手すり 回り段 仕上げ 段鼻 幅 けあげ 踏面 傾斜路	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	◀ 両側に手すりを設けること。  ◎ 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。 ◎ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。 ◎ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。 ◎ 傾斜路については、建築物 2 の項（廊下等）の傾斜路に定める構造とすること。
	② 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。	
	① 2（廊下等）の ⑤（手すり）に定める仕様の手すりを設けること。	
	② 主たる階段には、回り段を設けないこと。	
	③ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
④ 段鼻は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及びけあげと区別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。		
	③ 直接地上へ通ずる ①（出入口） ④（外部出入口）に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる ①（出入口） ④（外部出入口）に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。  ① 有効幅員は120センチメートル（用途面積が2,000平方メートルを超えるものにあつては160センチメートル（共同住宅を除く。））以上とすること。  ② 高低差がある場合においては、2（廊下等） ④（傾斜路）に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。	◎ 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。（段がある部分及び傾斜路を除く。）

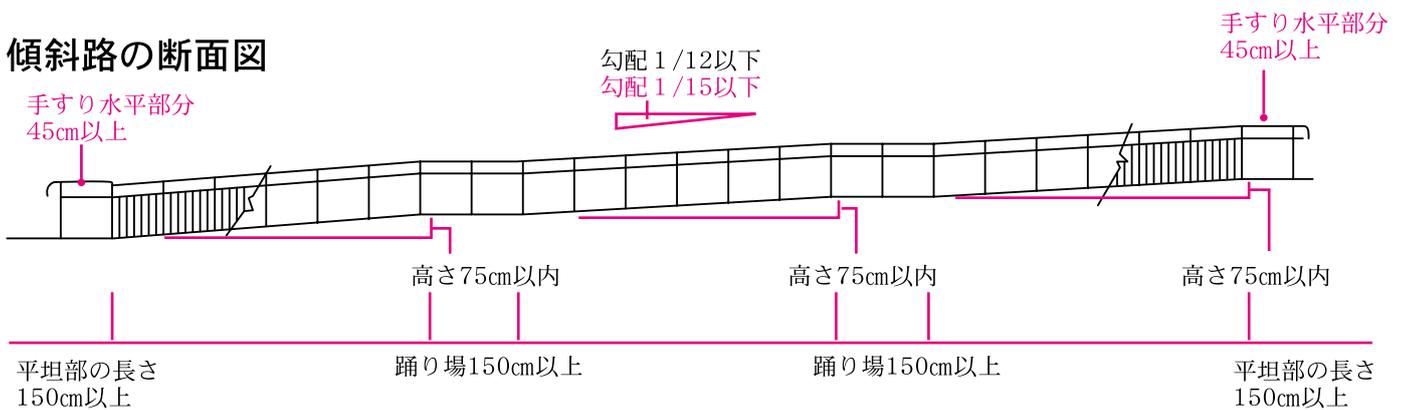
## アプローチの整備例



## 傾斜路の整備例



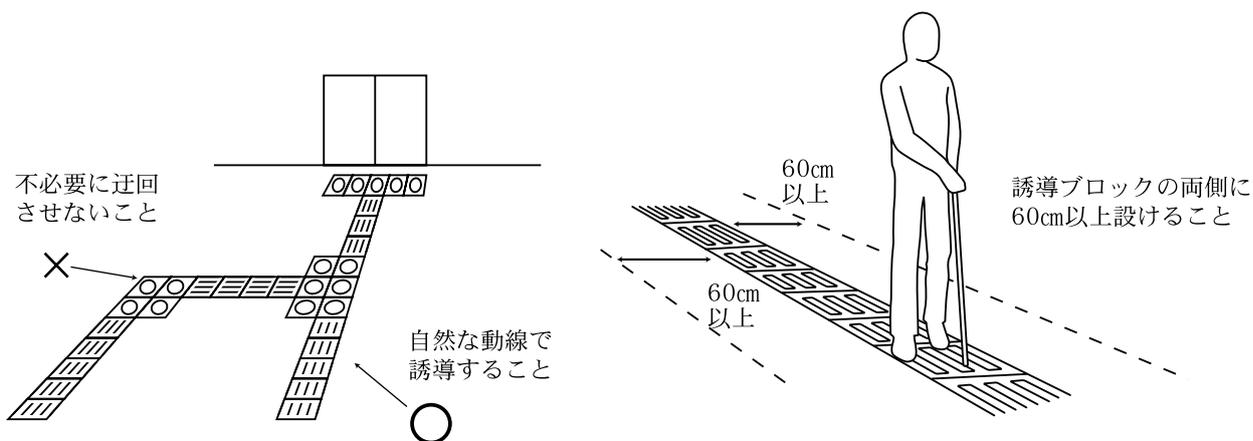
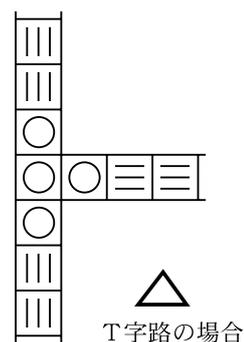
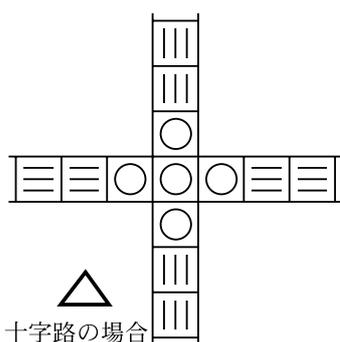
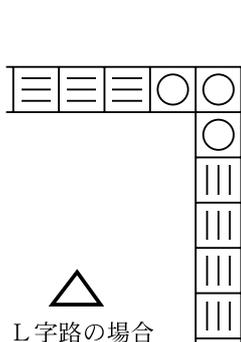
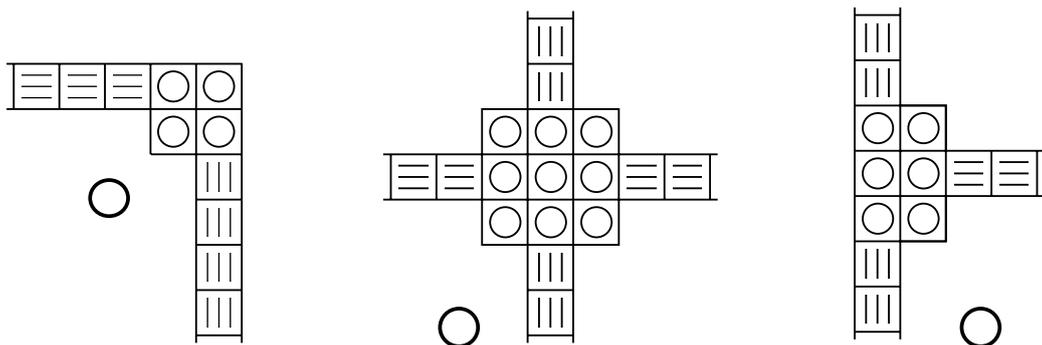
## 傾斜路の断面図



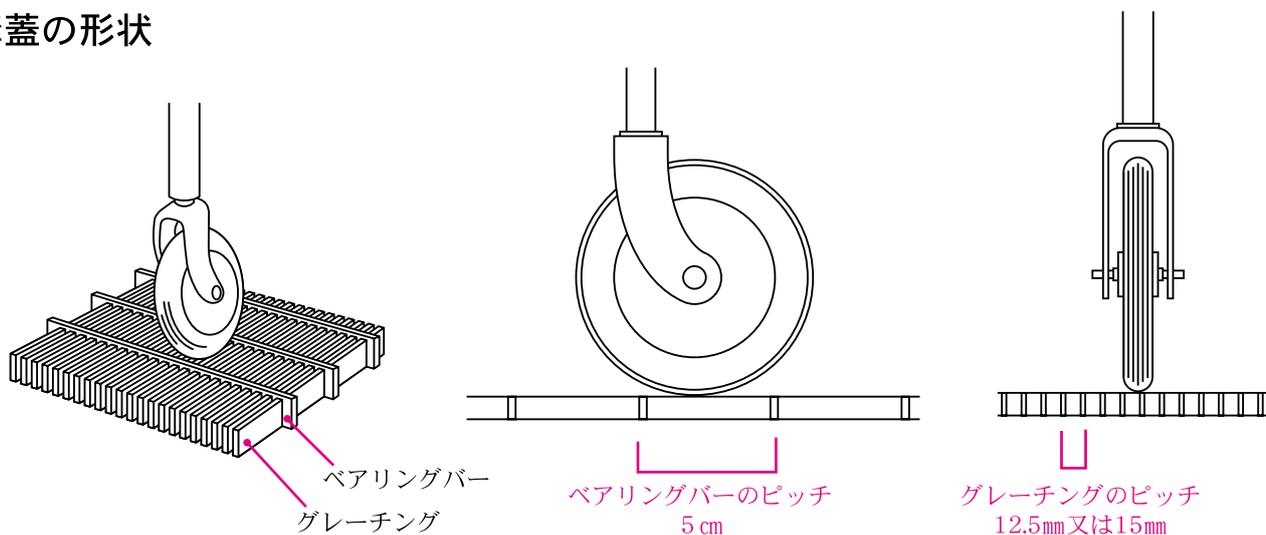
(7. 敷地内の通路)

項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
	<p>③ 通路内には、原則として排水溝等を設けないこと。ただし、やむを得ず設ける場合においては、段差が生じないように溝蓋を設け、つえや車いすのキャスター等が落ちないように配慮すること。</p> <p>④ 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあつては、勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>	
誘導用床材	<p>④ 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設（盲学校、聾学校又は養護学校以外の学校、共同住宅、工場、卸売市場を除く。）にあつては、直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から道に至る通路に、また建築物又は敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路のうち1以上に誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務するものにより視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合、また道等から案内設備までの経路が建築物の内にある当該建築物を管理する者が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる場合においては、この限りでない。</p>	<p>◀ 外部出入口（複数の出入口が近接して設けられる場合は、そのうち1以上の出入口）から道に至る通路には、誘導用床材・音声案内装置等を設けること。</p>
注意喚起用床材	<p>⑤ 用途面積が1,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあつては、車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路又は段の上端及び下端に近接する通路及び踊り場の部分には、注意喚起用材を敷設すること。ただし、用途面積が2,000平方メートル未満で、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p>	<p>◀ 車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路・段の上端・下端に近接する敷地内の通路・踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>◎ 踊り場及び傾斜路は、廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。</p>

## 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例



## 溝蓋の形状

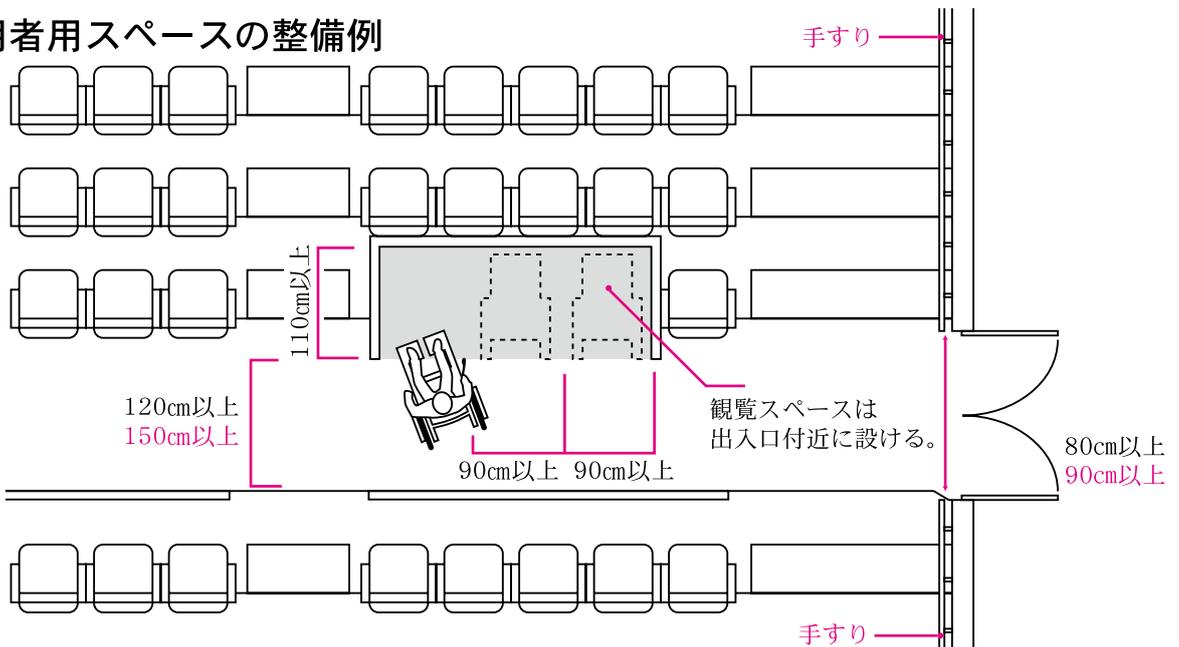


細目タイプ・溝ぶた

## 8 / 観客席

項目	整備基準	望ましい基準												
観客席	数	<p>◆ 興行施設又は集会施設のうち、固定式の観客席の全席数が100以上の場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用スペースを、<b>1</b>(出入口) ◆(各室出入口) に定める構造の出入口の付近に設けること。</p> <p>◎ 車いす使用者用スペースの数は、次の数以上とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観客席数</th> <th>車いす用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～100</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>101～200</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>201～500</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>501～1000</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1001～</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	観客席数	車いす用	1～100	1	101～200	2	201～500	3	501～1000	4	1001～	5
	観客席数	車いす用												
	1～100	1												
	101～200	2												
	201～500	3												
501～1000	4													
1001～	5													
幅・奥行	① 幅は 90 センチメートル以上、奥行きは 110 センチメートル以上とすること。													
床	② 床は水平とし、床の表面は、平坦で滑りにくい材料で仕上げること。													
傾斜路	③ <b>1</b> (出入口) ◆(各室出入口) に定める構造の出入口から車いす使用者用スペースに至る通路に高低差がある場合においては、 <b>2</b> (廊下等) ◆(傾斜路) に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。													
表示	④ 車いす使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。													
手すり等		◎ 場内の両壁面に手すりを設けること。 ◎ 聴覚障がい者の聴力を補う集団補聴装置等を設置すること。												

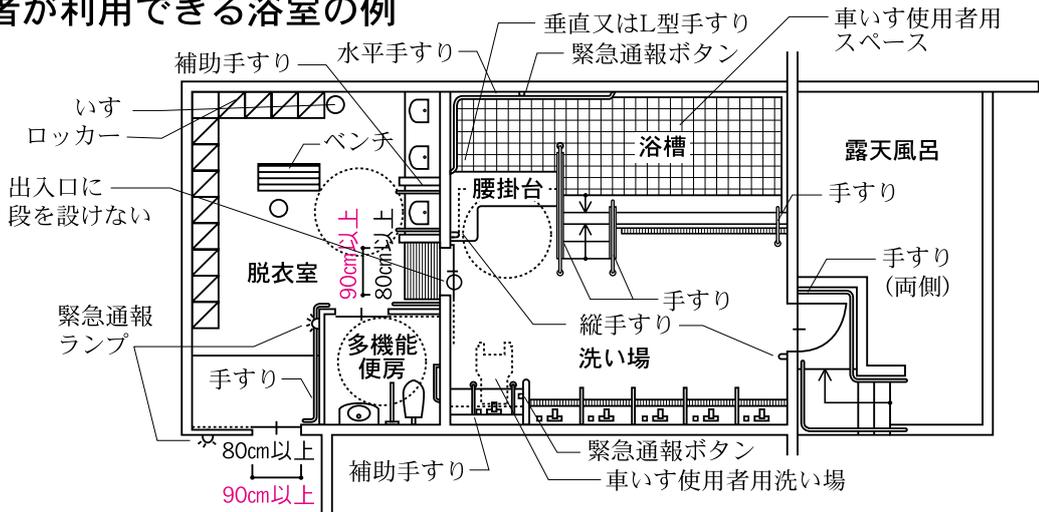
車いす使用者用スペースの整備例



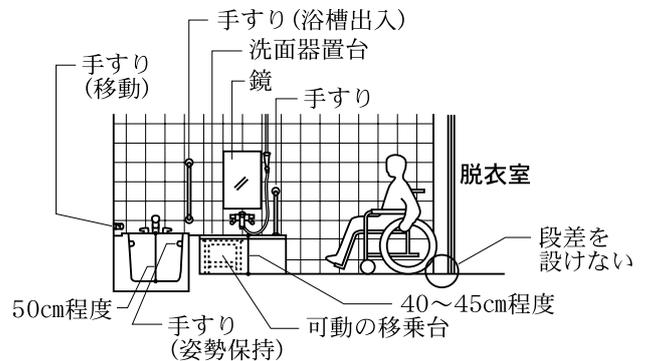
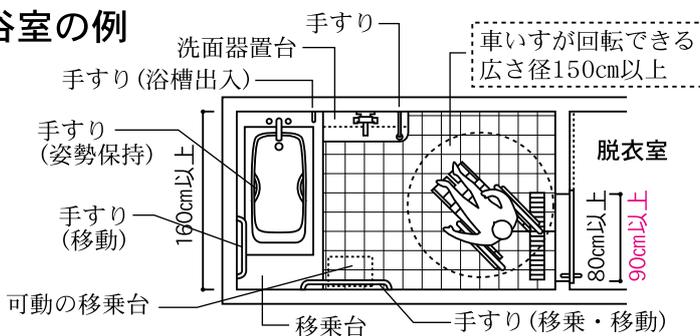
# 9 / 浴室

項目	整備基準	望ましい基準
浴室	<p>① 医療施設等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ 1) 以上の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p>	
出入口	<p>② 脱衣室及び洗い場の出入口は、<b>1</b>(出入口) <b>2</b>(各室出入口) に定める構造とすること。</p>	
手すり	<p>③ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p>	
給水栓	<p>④ 1 以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>	

## 車いす使用者が利用できる浴室の例

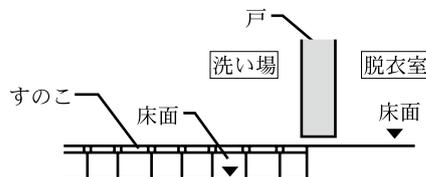


## 浴室の例



## 出入口段差解消例

### すのこによる例



### グレーチングによる例

